公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.124 認定基準書
ガラス製品 Version2.5

分類 G. その他のガラス製品

制　定　日:2007年 5月 5日
最新改定日:2025年 4月 1日
有 効 期 限:2027年 4月30日

エコマーク商品類型 No.124 認定基準書
ガラス製品 Version2.5
分類 G. その他のガラス製品

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、カレットを使用したガラス製品にエコマークを付与し、それらの製品の存在を消費者に広く啓発していくことを通じて市場を先導し、もってガラスカレットの利用拡大に資することを目的とする。併せて、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の“リデュース”に資する軽量びんや、省エネルギーにつながる機能ガラスなどについても、地球温暖化防止に貢献しうるものとして、採り上げるものである。

2.適用範囲

防草材、防犯砂利、保温材

上記のほか、本商品類型 A.～F.のいずれの分類にも属さないガラス製品であって、他のエコマーク商品類型の適用範囲ともなっていない製品については、エコマーク審査委員会において、製品の性能および品質に疑義が生じないと判断されたものを追加認定することができるものとする。ただし、建築資材および土木資材として使用されるものは除く。

3. 用語の定義

カレット	廃ガラスをガラス原料に再生処理(分別、異物除去など)したもの。本商品類型においては、工場内カレット(自社発生くず)は含めないものとする。
ガラスカレット利用率	製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、 ガラスカレット利用率＝再生材料／(一製品当たりの)全ガラス材料 とし、すべての材料は重量で表すものとする。
再生材料	ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料またはそれらの混合物で以下に定義されるもの。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄されたガラス材料またはガラス製品。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生するガラス端材または不良品。ただし、同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1)製品は、ガラス材料を製品全体の 50%以上(重量割合)使用していること。

【証明方法】
ガラス材料の使用割合を付属証明書に記入し、提出すること。

(2)ガラス材料におけるガラスカレット利用率が 100%(重量割合)であること。

【証明方法】
ガラスカレット利用率を付属証明書に記入し、提出すること。

(3)製品に使用される添加剤(着色剤など)は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
当該物質の使用有無を付属証明書に記入のうえ、添加剤(着色剤など)の製造事業者の発行する成分表、または SDS(安全データシート)を提出すること。

(4)製品は、安全性(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンの溶出)について検証され、説明されていること。当該物質の溶出量については、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第四の溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】
製品からの当該物質の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

(5)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3)記録文書の保管について定めたもの
4)再発防止策(今後の予防策)
5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(6)製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(7)製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】
該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

(1)申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

6. 商品区分、表示など

(1)商品区分(申込単位)はブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。ガラス材料の使用割合が異なる場合も同一申込として扱うことができるものとする。

(2)原則として、商品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載す

ることも可とする。

（表示方法に関する注記）

＊ ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号（8 桁の数字）または使用契約者名を表記すること。

＊「エコマーク使用の手引」2.（2）項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「＃エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

＊ 環境省「環境表示ガイドライン」（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/）などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

＊ その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
（https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/）

［発行］ 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
https://www.ecomark.jp/nintei/124.html ✉sinsei@ecomark.jp

［制改定履歴］

2007年 5月 5日	制定（Version2.0）
2008年 2月14日	改定（Version2.1）
2008年 8月21日	改定（4-1.（6） Version2.2）
2010年 3月15日	有効期限延長
2011年 3月 1日	改定（5.（3）マーク表示 Version2.3）
2012年 6月15日	改定（5.（3）（4）削除 Version2.4）
2016年 3月15日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定 （5.（2）マーク表示）
2021年 3月 1日	有効期限延長
2025年 4月 1日	改定（5.（1）追加 Version2.5）
2027年 6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。